

後方視野確認支援装置 装着助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

（目 的）

第1条 この要綱は、貨物自動車の安全性の向上をはかり、交通事故を撲滅するため会員事業者が後方視野確認支援装置を導入する際の装着費用の一部助成について定め適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（用 語）

第2条 本要綱における後方視野確認支援装置の定義は、次のとおりとする。

- (1)「後方視野確認支援装置」とは、概ね運転席のルームミラー位置において、後退時又は運行時（前進を含む）における後方視野が確保でき（公社）全日本トラック協会が指定し、道路運送車両の保安基準に抵触しない機器をいう。
- (2)「装着費用」とは、機器の価格及び取付け費用を合わせたものをいう。
- (3)「導入」とは、購入又はリースによるものとする。

（助成対象）

第3条 会員事業者が山梨県内に使用の本拠を有する事業用貨物自動車に、毎年4月1日から翌年1月31日までに当該装置を新たに購入し取付けを完了、かつ支払いが終了しているものとする。

（助成金交付額）

第4条 助成金の交付額は、次表による。

装 置 名	助 成 額
後方視野確認支援装置	1台当たり装着費用の1/2(上限2万円)とし、1事業者30台までとする(消費税を除く)。

但し、予算に達した場合は、その時点で終了とする。また、国の補助事業を活用した場合には対象外とする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、購入の場合は様式2「後方視野確認支援装置装着助成金交付申請書」を助成対象期間終了後の2月15日（ただし土、日祝祭日の場合は翌日）までに提出するものとする。なお、申請書提出の際には協会で定める書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第6条 協会は、会員より助成金交付申請書が提出された場合には内容を審査し、妥当と認められる場合には助成金を交付するものとする
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. 平成18年3月 1日制定
2. 令和 4年4月 1日一部改定

令和4年度後方視野確認支援装置装着助成事業

【実施要領】

令和4年4月1日
一般社団法人山梨県トラック協会

1.事業の趣旨

貨物自動車の安全性の向上をはかり、交通事故を撲滅するため会員事業者が後方の安全を確認するのに必要な後方視野を確保するための装置を装着し、後退時の安全を確保する。

2.助成金予算額

2,000,000円

3.助成金額

会員事業者が導入する機器

◎1台につき装着費用(消費税除く)の1/2。1事業者あたり30台まで。

上限は … 20,000円/台(別に全ト協助成額20,000円)

※国からの補助金を受けたものについては対象外とする。

4.助成対象機器

後退時の視野が確保でき、概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できるもので、全日本トラック協会助成金対象機種と同一とする。【別紙】
なお、モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限る。(モニター及びカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。)

5.実施期間

助成金対象期間 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに、
装着・支払等すべてを完了したものとする。

6.申請受付期間

上記5.の期間内にすべてを完了したものについては、申請の受付を令和5年2月15日までとする。なお、助成金執行状況によっては早期に締め切ることもある。